

八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）等の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助に関し必要な事項を定め、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 八千代市立小学校又は中学校に在籍する者をいう。
- (2) 入学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (3) 保護者 親権者及び未成年後見人をいう。
- (4) 世帯員 第5条の認定に係る児童生徒等と住所（集合住宅にあっては、部屋番号を含む。）を同一にする者（住所が同一であっても、住居が異なることを証明できる家屋の構造となっている場合は、住居を同一にする者）及び当該児童生徒等と送金等の方法により生計を共にする者をいう。
- (5) 要保護児童生徒 児童又は生徒の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であると八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者の当該児童生徒をいう。
- (6) 準要保護児童生徒 児童又は生徒の保護者が前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者（以下「準要保護者」という。）の当該児童生徒をいう。

(援助対象者)

第3条 就学援助費の支給を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記載されている要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者とする。ただし、教育委員会が学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学を認めている児童生徒については、関係教育委員会と協議のうえ決定する。

(経費等)

第4条 援助する経費は、次の表左欄に掲げる者につき、当該右欄に掲げる経費とする。

対 象 者	経 費 の 種 類
要保護者	1. 修学旅行費 2. 医療費
準要保護者	1. 学用品費 2. 通学用品費 3. 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 4. 校外活動費（宿泊を伴うもの） 5. 通学費 6. 修学旅行費 7. 新入学児童生徒学用品費等 8. 医療費 9. 学校給食費

2 前項に掲げる経費の支給範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費で、別表に定める額を限度とする。
- (2) 通学用品費 第2学年以上の児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費で、別表に定める額を限度とする。
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 児童又は生徒が認定日以降に実施された宿泊を伴わない校外活動に参加するために、直接要した経費とする。
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 児童又は生徒が認定日以降に実施された宿泊を伴う校外活動に参加するために、直接要した経費とする。
- (5) 通学費 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の認定日以降に要する交通費。ただし、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃とする。こ

の場合において、特別支援学級の児童又は生徒については、通学距離を問わないものとする。

- (6) 修学旅行費 児童又は生徒が認定日以降に実施された修学旅行に参加するために、直接要した経費とする。ただし、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。
- (7) 新入学児童生徒学用品費等 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費で、別表に定める額を限度とする。
- (8) 医療費 児童又は生徒が認定日以降学校保健安全法施行令第8条各号のいずれかに掲げる疾病にかかった場合には、その治療に要する費用のうち保護者負担額とする。
- (9) 学校給食費 児童又は生徒が認定日以降学校給食実施に伴い徴収される額とする。

(準要保護児童生徒の認定基準)

第5条 準要保護児童生徒として認定される者の基準は、八千代市準要保護児童・生徒認定要領によるものとする。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする者は、次項の場合を除き、準要保護児童生徒援助費申請書(第1号様式の1)又は準要保護児童生徒家庭状況報告書(第1号様式の2)を教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 八千代市立の小学校へ就学する前に、就学援助に係る新入学児童学用品費等を受けようとする入学予定者の保護者は、就学援助費入学準備金(新入学学用品費等)申請書(第2号様式)を教育委員会へ提出しなければならない。

(認定等)

第7条 第2条第5号及び第6号の者(以下「要保護者等」という。)の認定は、次の各号により教育委員会が行う。

- (1) 要保護児童生徒 本市の健康福祉部長の通知に基づき認定する。
- (2) 準要保護児童生徒 第5条に掲げる認定基準に基づき認定する。

- 2 校長は、前項第2号の報告に際し、八千代市要保護及び準要保護児童生

徒に係る世帯票（第3号様式）を2部作成しなければならない。このうち1部は学校が、他の1部は教育委員会が、一定期間保存しなければならない。

（通知）

第8条 教育委員会は、第6条の規定により申請があったときは、その結果を速やかに当該校長に対し、八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給計画通知書（第4号様式）を交付して通知をするものとする。

2 前条第1項第2号の認定をしたときは、その結果を保護者に対し、就学援助費の審査結果通知書（第5号様式の1又は第5号様式の2）により校長を経由して通知するものとする。

3 第6条第2項の規定により申請があったときは、前項の規定に関わらず、その結果を就学援助費の審査結果及び支給決定通知書（第6号様式の1又は第6号様式の2）により直接保護者へ通知するものとする。

（支給方法）

第9条 援助費は、医療費及び学校給食費を除き、保護者の指定する銀行口座へ振り込むことにより支給する。ただし、この方法が不相当と校長が認めるとき、又は保護者が受領等に関し校長に委任する旨を申し出たときは、校長を保護者の代理人と定め、代理人を通じて支給するものとする。

2 前項ただし書の場合においては、校長は、援助費の支給を受けようとする保護者から委任状（第7号様式）による委任を受けなければならない。

3 保護者は、銀行口座を指定するときは、第6条第2項の規定により申請があったときを除き、口座振込依頼書（第8号様式）を提出するものとする。指定した口座を変更するときも同様とする。

4 各経費の支給時期等は、次の各号による。この場合において、教育委員会は、支給後速やかに当該校長に対し、八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給明細書（第9号様式）を交付し、当該児童生徒の保護者に対し、八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給決定通知書（第10号様式）により、校長を経由して支給の通知をするものとする。

(1) 学用品費・通学用品費 各学期の始に、支給限度の1月当りの額に当該学期の月数を乗じて得た額を支給する。

- (2) 校外活動費・修学旅行費 対象となる行事終了後校長から提出される当該行事に係る経費の報告に基づく精算払いとする。
- (3) 通学費 校長から提出される通学費に係る報告に基づき、学期毎に学用品費と合算して支給する。
- (4) 新入学児童生徒学用品費等 4月に認定した児童生徒について、学用品費と合算して支給する。ただし、八千代市立小学校又は中学校へ就学する前年度の3月に支給の認定を受けた入学予定者については、3月に支給することができる。
- (5) 医療費 治療を要する都度、医療券を発行する。
- (6) 学校給食費 各学期の末日の属する月に支給する。
(事情変更等の届出)

第10条 受給者は、第6条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに教育委員会へその旨を届けなければならない。

(辞退届)

第11条 認定を受けた保護者が就学援助を辞退しようとするときは、就学援助費受給辞退届(第11号様式)を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。

(認定の取り消し)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本市の健康福祉部長から、生活保護法による保護の廃止の通知があったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 保護者が前条の届出をしたとき。
- (4) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (5) 要保護者等が設置者の異なる学校に転学等したとき。
- (6) 要保護者等が死亡したとき。
- (7) 要保護者等が中学校を卒業したとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

(返還)

第13条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときは、期限を定めて既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(転学等)

第14条 校長は、要保護者等が市内において転学したときは、速やかに教育委員会及び転学先の校長に通知し、転学先の校長に対しては、当該要保護者等に係る世帯票を送付しなければならない。

2 校長は、要保護者等が死亡したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 校長は、要保護者等が中学校に進学するときは、速やかに進学先の校長に対し、八千代市要保護及び準要保護児童生徒入学予定者名簿(第12号様式)に所見を添付して送付しなければならない。

(校長の報告事務等)

第15条 校長は、援助を必要とする児童生徒を積極的に把握するとともに、援助制度について十分な説明をする等必要な措置を講じなければならない。

2 校長は、援助費の返還、受領等委任事務が完了したときは、速やかに保護者に対し、当該事務が完了した旨を八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費に係る委任事務完了報告書(第13号様式)により通知しなければならない。

3 校長は、教育委員会に対し、校外活動及び修学旅行実施後速やかにその行事に直接要した経費並びに参加した要保護者等について、校外活動費(宿泊を伴わないもの)報告書(第14号様式の1)、校外活動費(宿泊を伴うもの)報告書(第14号様式の2)及び修学旅行費報告書(第15号様式)により報告しなければならない。また、通学費に関する報告書(第16号様式)については、通学距離等必要事項を適正に調査した上で提出しなければならない。

(支給台帳の整備)

第16条 教育委員会は、各経費毎に個人別支給台帳を整備しなければならない。

(報告等)

第17条 教育委員会は、就学援助費の支給に関し必要があると認めるときは、保護者に対し、就学援助費の支給に必要な範囲内で報告を求め、又は当該職員に調査させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年2月1日から施行する。ただし、次項から第4項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱（以下「新要綱」という。）の施行前に認定した要保護者等については、八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱（昭和58年教育委員会告示第1号）の規定によりなされた認定その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 就学援助費の申請その他の行為については、新要綱第6条、第8条、第9条第3項、同条第4項及び第17条の規定の例により、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(新要綱に規定する各様式の取扱い)

4 新要綱に規定する各様式は、事務に必要な範囲内で、この告示の施行の日前においても使用することができる。

別表（第4条第2項）

援助費目	援助額（年額）	
学用品費	小学校	11,420円
	中学校	22,320円
通学用品費	小学校	2,230円
	中学校	2,230円
新入学児童生徒学用品費等	小学校	40,600円
	中学校	47,400円